

## 2 傷害保険の場合

- (1) 参加者の故意による事故
- (2) 参加者の身体的または精神的疾患による事故
- (3) 地震・噴火・津波による事故(ただし、災害後、復旧のための奉仕活動中に発生した事故は除く。)
- (4) 自殺行為及び犯罪行為による事故
- (5) 自助活動における事故
- (6) 政治、宗教または営利を目的とする行事における事故
- (7) その他保険会社の約款に定める事故

## 加 入 手 続

加入を希望する住民団体の代表者は、所定の「鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険加入申請書」に必要な事項を記入のうえ、当該団体が関係する市役所の担当課にご提出ください。

- ・ 加入申請書受付期限 令和7年1月17日(金)まで
- ・ 提 出 先 各団体の活動に関係する市の担当課  
(市役所代表 Tel 099-224-1111)  
例) 防犯パトロール隊…安心安全課  
高齢者クラブ…長寿支援課 など

※ 毎年、更新しますので、現在加入中の団体も毎年申請が必要です。

(町内会・コミュニティ協議会等については、令和6年3月頃に送付された現況届で「保険に加入する」に  または  を記入した団体 は申請書の提出不要です。現況届の提出内容に関するお問い合わせは、現況届の提出先(各担当課)にお願いします。)

## 事故が起きたら

### 1 事故報告

住民団体の代表者(指導者等)は、奉仕活動中に事故が発生したときには、直ちに電話で事故発生日、場所、事故内容等を担当課にご連絡ください。

### 2 事故報告書の提出

上記の事故報告後、速やかに所定の「事故報告書」を担当課にご提出ください。

### 3 保険金請求書類の提出

#### (1) 賠償責任保険の場合

示談等の成立により賠償額が確定した後、代表者(指導者等)は、別途指示する関係書類(事故の当事者が書類を記入すること)を添えて担当課にご提出ください。

#### (2) 傷害保険の場合

入院・通院にあつては、完治した後、代表者(指導者等)は、別途指示する関係書類(事故の当事者が書類を記入すること)を添えて担当課にご提出ください。

死亡・後遺障害にあつては、別途連絡いたします。

奉仕活動中の万一の事故に備えて

令和7年度

# 市民奉仕活動賠償傷害保険加入のご案内

☆賠償責任保険：奉仕活動中、他人の身体や財物に損害を与えたとき

☆傷害保険：奉仕活動中、負傷し、または不幸にも死亡したとき

☆保険期間：令和7年4月1日午後4時から

令和8年4月1日午後4時まで

☆保険料：全額、市が負担

★おねがい★

事故が起こらないよう、安全確保及び体調管理に十分ご注意ください。

★事故が起きたら★

直ちに、電話で事故発生日、場所、事故内容等を加入担当課にご連絡ください。

加入申込み受付期限

令和7年1月17日（金）まで

鹿 児 島 市

担当部署名

## 保険の概要

市民奉仕活動を行う住民団体の参加者等が、過失により他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合や、市民奉仕活動中に思わぬ事故で負傷し、または不幸にも死亡した場合のための保険です。

## 加入できる住民団体

次の条件をすべて満たしている住民団体がこの保険に加入することができます。

- 1 活動拠点を市内に有すること。
- 2 1年間に2回以上の奉仕活動を行うこと。
- 3 構成員が5人以上で組織されている団体であること。

## この保険でいう奉仕活動とは

住民団体が、無報酬で、明るいまちづくりを推進するために鹿児島市内で行う次の活動をいいます。

- 1 **公共施設の整備・清掃活動**  
例) 公園、道路、側溝及び緑地帯の清掃 等
- 2 **高齢者・心身障害者等の福祉向上のための活動**  
例) 福祉施設への慰問、レクリエーション援助、敬老会、生活支援 等
- 3 **防火、防災、防犯又は交通安全のための活動**  
例) 防災点検、防犯パトロール、防犯パレード 等
- 4 **青少年の健全育成を図るための活動**  
例) スポーツ大会や夏まつりの準備運営、廃品回収(子供会)、校外指導 等
- 5 **上記1から4までに類する活動**  
例) 運動会や文化祭の準備運営、廃品回収(町内会) 等

※上記の活動であっても自助活動ならびに政治、宗教または営利を目的とするものは除きます。

自助活動とは・・・団体の構成員の親睦・娯楽等を目的とした行事で当該本人が楽しむ為の活動。保険は適用されません。

例) 運動会やスポーツ大会で競技に出場する行為  
夏祭りで踊る行為、料理教室で参加者が料理をする行為

奉仕活動とは・・・他の構成員等のために、労働や時間を自主的に無報酬で提供する活動。保険が適用されます。

例) 運動会やスポーツ大会での設営運営を行う行為  
清掃活動

## 保険の適用範囲

保険の適用は、住民団体が定めた活動の集合地から解散地までの間に発生した事故(傷害事故は、自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途中を含む)に対して行うものとします。

# 保 険 の 内 容

## 1 賠償責任保険

奉仕活動中、過失により他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

区 分	保 険 金 額	摘 要
対人賠償	1人につき 最高 6,000万円	保険会社が認 めた訴訟費用 等は別途算定
	1事故につき 最高 1億2,000万円	
対物賠償	1事故につき 最高 300万円	

免責金額：5,000円 ※損害賠償の額が5,000円以下の場合、この保険は適用されません。

5,000円を超えた場合は、その超えた額について保険が適用されます。

## 2 傷害保険

奉仕活動中、思わぬ事故で負傷または死亡した場合

区 分	保 険 金 額	摘 要
死 亡	300万円	
後 遺 障 害	最 高 300万円	障害の程度による
入 院	日 額 3,000円	180日分が限度
通 院	日 額 2,000円	90日分が限度

免責日数：7日 ※入院・通院の治療実日数の合計が7日以内の場合は、この保険は適用されません。

治療実日数の合計が8日以上の場合、初診からの日数について保険が適用されます。

- (1) 死亡にあつては、事故の日から起算して180日以内にその傷害がもとで死亡したときに限りま  
す。
- (2) 後遺障害にあつては、事故の日から起算して180日以内に後遺障害が生じたときに、その障害の  
程度に応じて保険会社の約款に定める額とします。
- (3) 入院にあつては、事故の日から起算して180日以内のその傷害による入院の日数に対して、180  
日を限度として支払うものとします。
- (4) 通院にあつては、事故の日から起算して180日以内のその傷害による通院の日数に対して、90日  
を限度として支払うものとします。
- (5) その他手術費用等保険会社が認めた金額を支払うものとします。

# 保 険 の 対 象 と な ら な い 主 な 事 故

## 1 賠償責任保険の場合

- (1) 参加者の故意による事故
- (2) 参加者の身体的または精神的疾患による事故
- (3) 地震・噴火・津波による事故(ただし、災害後、復旧のための奉仕活動中に発生した事故は除く。)
- (4) 自殺行為及び犯罪行為による事故(ただし、その行為者以外の者が賠償責任を負う事故は除く。)
- (5) 自助活動に係る事故(ただし、設営、運営等の奉仕活動に係る事故は除く。)
- (6) 政治、宗教または営利を目的とする行事における事故
- (7) 自動車(バイクを含む。)の運行、管理中の事故
- (8) その他保険会社の約款に定める事故